

第10回東村山市農業委員会

総会議事録

令和元年10月

第10回東村山市農業委員会総会議事録

令和元年10月25日（金）午後1時30分、第10回東村山市農業委員会総会が北庁舎1階第2会議室において招集された。

1. 出席委員

1番委員	江藤 保久	2番委員	肥沼 和夫
3番委員	町田 茂樹	4番委員	増田 勝義
5番委員	水木 一江	6番委員	久野 一彦
7番委員	近藤 進	8番委員	浅見 伊佐雄
9番委員	小山 定昭	10番委員	金子 邦雄
11番委員	鈴木 八百造	12番委員	比留間 富治
13番委員	小俣 寛一	14番委員	小山 俊雄

2. 事務局

事務局長	篠宮 雅登	課長補佐	高橋 正実
主任	小澤 俊介	書記	田中 あけみ

令和元年 第10回農業委員会総会

議長 みなさん、こんにちは。
悪天候が続ки、足元が悪い中お集まりいただきありがとうございます。
それでは只今より、第10回農業委員会総会を開催します。
本日の署名委員は、9番小山（定）委員と10番金子委員です。
それでは審議に入りたいと思います。
議案第10-1号相続税納税猶予に関する適格者証明書の交付
について事務局より説明をお願いします。

事務局 では、議案第10-1号相続税の納税猶予に関する適格者証明
の交付について、2件説明いたします。
まず1件目、届出人兼相続人は東村山市■■■■■■■■■■、
■■■■■■、生年月日は昭和■■年■月■■日。被相続人は東村山
市■■■■■■■■■■、■■■■■■。相続開始年月日は平成30年
12月26日。被相続人の耕地農地は2,285㎡。特例を受け
る農地は東村山市■■■■■■■■■■で2,285㎡でございます。
令和元年10月16日に小山（定）委員と鈴木委員に現地調
査していただきました。

議長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告
をお願いします。

小山委員 梨園と花卉をやっているのですが、花卉ハウスが物置状態のため等、いくつかの問題点がありました。

事務局 問題点として指摘された事項について、改善期日を指定した旨
の念書を届出人兼相続人の■■■■■■氏より提出していただきました。
これにより改善をするとの確約をいただいております。

鈴木委員 事務局より説明のあった、念書により確約されていますので、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局ま

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■氏は はい、わかりました。

議 長 議案第10-2号生産緑地買い取り申出に伴う農業の主たる従事

者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10-2号生産緑地買取り申し出に伴う農業の主たる従事者証明について2件ご説明いたします。

まず1件目、申請者は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■、同じく、■■■■■■■■■■、■■■■、同じく、■■■■■■■■■■、■■■■。買取り申出理由は、従事者■■■■■■氏によるものです。従事日数・耕作状況は調書に記載してあるとおりです。なお、この買取り申出予定地については10月16日に小山（俊）委員に現地確認をしていただきました。

議長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

小山委員 特に問題はありません。

議長 ありがとうございます。
なにかご意見等ありましたらお願いします。

～異議なしの声あり～

無いようですので、生産緑地買取り申し出に伴う農業の主たる従事者であることを決定いたします。

続きまして2件目、申請者は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■。買取り申出理由は、従事者■■■■■■氏によるものです。従事日数・耕作状況は調書に記載してあるとおりです。なお、この買取り申出予定地については10月18日に小山（俊）委員と久野委員に現地確認をしていただきました。

議 長 諸報告について何かご質問等はございますか。

無いようですので、以上をもちまして令和元年第10回東村山市
農業委員会総会を終了いたします。

午後3時45分終了

上記顛末を記し、相違無いことを証明するために、ここに署名捺印する。

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩